

平成25年4月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月8日

判 決

原告 X

原告補助参加人 国

被告 Y

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、参加によって生じた費用は原告補助参加人の負担とし、その余は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、2400万2191円及びうち2000万円に対する平成13年7月11日から支払済みまで年12パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告が原告との間で、平成8年7月9日に、原告が平成4年9月1日ころに貸し付けた2000万円(以下「本件貸付け」という。)の返還債務を消費貸借の目的とし、弁済期を平成13年7月10日とする準消費貸借契約(以下「本件準消費貸借契約」という。)を締結したとして、原告が、被告に対し、同契約に基づき、2400万2191円(元金2000万円、利息400万2191円の合計金)及びうち2000万円に対する支払期限の翌日であ

る平成13年7月11日から支払済みまで約定の年12パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。なお、原告に対し租税債権を有し、原告の被告に対する貸付金債権を差し押さえた原告補助参加人が、原告を補助するために本件訴訟に補助参加している。

1 前提事実（証拠を掲記した事実以外は当事者間に争いが無い。）

(1) 原告は、平成4年当時、厨房商品、衣類、家具などのリサイクル事業を行っていた者である。

(2) 被告は、不動産の売買、宅地造成事業などを業とする有限会社A（以下「A」という。）の代表取締役であった者である。

原告と被告の付き合いは、原告が昭和62年ころ、新店舗を開業するための土地を探していたところ、被告が土地の売主との間に入り、原告が土地を購入することができたということをきっかけに始まったものであり、それ以降、原告と被告は懇意の間柄であった。

(3) Aは、平成3年8月26日、Bから、別紙物件目録記載1、2の各土地（以下、別紙物件目録記載1の土地を「本件土地」という。）を、代金2972万3650円で購入した（乙1）。

(4) Aと原告は、平成4年8月20日付けで、Aが原告に対し、本件土地を5000万円で売却するとの売買契約書を作成し（乙3。乙第3号証の原告の署名、押印が原告によるものであることは争いが無い。以下「本件売買契約」という。）、同年9月1日、同年8月31日売買を原因として原告に所有権移転登記がされた（乙2）。ただし、本件売買契約の成否については争いがある。

(5) 原告は、平成4年9月1日、当時のC信用金庫（以下「C」という。）を根抵当権者とする2個の根抵当権（極度額合計4億5000万円、以下「本件根抵当権」という。）を本件土地に設定し（乙2）、Cから4000万円の融資を受けた。

- (6) このころ、原告は、展開事業の新店舗（O店）の建築工事に関して設計監理を依頼していた株式会社D（以下「D」という。代表取締役E（以下「E」という。））に、本来F（代表者G）に支払うべき金員（建築代金の支払のための金員）を使い込まれ、金策に窮していたことから、原告、被告、E、G、Hらで何度か話し合っていた。
- (7) 原告は、平成4年9月1日ころ、A又は被告に対し、上記融資金4000万円のうち、2000万円を交付した（この2000万円について、原告は、被告に対する貸付金（本件貸付け）の交付であると主張し、被告は、上記売買契約の代金の一部として原告からAに対して支払われたものであると主張し、当事者間に争いがある。）。
- (8) 原告は、上記4000万円から2000万円を差し引いた残額で、Fに対し、未払いの建築代金の支払をした。
- (9) その後、「借用証」と題する書面が作成された（乙4、作成日付け記載なし。本文は被告が記載したもの。作成時期につき、原告は、上記（7）のころに作成したものと主張し、被告は平成5年9月1日ころに作成したものと主張している。乙第4号証の原告の署名、押印が原告によるものであることは争いがないが、原告は、内容を確認せずに（借用証とは知らずに）署名、押印したと主張している。）。
- (10) Aは、平成4年10月19日付けで、原告より、真正な登記名義の回復を原因として、本件土地の所有権移転登記を受けた（乙2）。
- (11) 原告と被告は、平成8年7月9日、本件貸付けにかかる債務について、弁済期平成13年7月10日、利息年4パーセント、遅延損害金年12パーセントとする約定で消費貸借の目的とする準消費貸借契約を内容とする公正証書を作成した（甲1。以下「本件公正証書」という。）。被告は、本件貸付けを否認し、これを旧債務とする本件準消費貸借契約の成立について否認している。

(12) 本件根抵当権設定登記は、平成8年8月13日付けで、抹消された(乙2)。

2 争点

本件の争点は、準消費貸借契約の成否、すなわち、(1)原告が旧債務として主張する本件貸付けの存否、(2)旧債務を消費貸借の目的とする合意の有無である。

3 争点に対する当事者の主張

(1) 旧債務の存否

(被告の主張)

ア 原告が本件貸付けであると主張する2000万円は、本件土地の売買代金として原告からAに支払われたものであり、貸付け自体存在せず、旧債務は発生していない。

Aは、本件土地の原告に対する売買代金の一部として、原告から、手付金1000万円を含む合計2000万円を受領したものである。

イ 本件土地の売買契約は、原告には、リサイクル事業用の倉庫を建設するための敷地購入という実質的な必要性があり、原告が購入を申し入れて成立した。

ウ 本件土地の売買代金のうち、3000万円が未払いであったものの、原告が、本件土地購入のため、Cへ融資を申し込んでいて、所有権移転登記を受けないと同融資が受けられない、10日か2週間ほどすれば必ず支払うと述べたため、Aは、やむを得ず、所有権移転登記に応じた。

ところが、原告が上記3000万円の支払をしなかったため、Aは、平成4年10月19日、原告からAに対する同土地の所有権移転登記を受け、名義を回復した。

もっとも、本件土地には、原告を債務者とする本件根抵当権が設定されたままになっていたため、Aは、平成5年8月ころ、対処を求めたところ、

原告は、同年9月1日ころ、本件土地購入の意思を明らかにするために、借用証（乙4）を作成した。

エ 以上のとおり、本件貸付けの事実はなく、旧債務は存在しない。

（原告の主張）

ア 本件貸付け

原告は、被告に対し、平成4年9月1日ころ、2000万円を、毎月100万円ずつ返済する約定で貸し付けた。

イ 本件貸付けに至る経緯

原告は、平成4年ころ、自己の展開する事業の新店舗（O店）の建築工事をFに1億450万円で依頼し（最初に500万円支払済み）、上記建築工事の設計監理は、Dに依頼した。

D代表者Eは、上記建築工事が完成間際となったころ、原告の自宅を訪れ、原告の妻に対し、Fへの建築代金の支払のために2000万円の保証小切手を発行するよう依頼し、原告の妻はこれに応じた。ところが、同小切手は上記支払には用いられず、Dに流用された。

そこで、原告、被告、E、G、Hらで何度か話し合い、Eの自動車等を売却するなどして資金の回収を図ったものの、約1500万円については回収できず、上記建築代金の支払は困難となった。

原告は、Gから、上記建築代金の支払を迫られていたところ、被告から、「俺の土地を担保に提供するからIさん（Cの担当者）からお金を借りよ」と持ちかけられ、原告はこれに従い、言われるまま書面にサインするなどした（この時の書面が乙第3号証であると考えられる。）。

ウ 本件貸付け時の状況

平成4年9月1日ころ、原告、被告、E、G、Hがいる席上で、融資金4000万円（原告は融資金額は2000万円であると認識していたが実際の融資金額は4000万円になっていた。）が持ち込まれ、Gが建築代金

残額として2000万円を受領した。

ところが、被告は、この席上で、「残りの2000万円、俺がちょっと使うで」「原告の根抵当権があると被告は本件土地を売ることができないではないか、2000万円については月々100万円ずつ返還する」などと言ったため、原告は、この席上で2000万円を被告に渡し、貸し付けた。

そして、原告は、被告から、被告も土地を担保に提供するのだから、借用証を書いてくれと言われ、原告は、内容をきちんと確かめずに、被告に言われるまま何らかの書類に署名押印した（この時の書面が乙第4号証であると考えられる。）。

エ 原告の供述の信用性

原告の供述は、以下のとおり、不自然なところはなく、合理的であり、信用性がある。

すなわち、原告は、従前より、被告のことを地域において影響力を持っている人物であると認識しており、被告が大きい声でしゃべること等を怖いと感じていたし、年齢も離れていた。これらのことから、原告が金策に困っていた本件貸付け時において、被告から言われたことに逆らうことは難しく、また、融資を受けるために被告やCの指示に従って対応したことは合理的なものであった。これらの状況からすると、不動産取引等の法的な知識に乏しい原告が、形式的な、金策のための架空売買の書類として、本件売買契約書や借用証に署名、押印したことや、本件貸付けの際に借用証を作成しなかったことは、十分に合理性があった。

本件公正証書は、2000万円の返済を事実上担保する機能を有していたことは明白であり、法的な知識に乏しい原告がCのアドバイスを受けて本件公正証書を作成するに至った経過も自然である。Cが同アドバイスをしたのは、原告の利益、すなわち被告に対する2000万円の旧債務（本件貸付け）

を確保するためであったと考えるのが合理的である。

オ 被告の供述について

被告の供述は、以下のとおり、不自然、不合理である。

本件売買契約締結のころの行動が、不自然である。すなわち、①本件土地の売買代金として2000万円を受け取ったとしながら、領収書を発行していないし、②残額の3000万円の支払がないまま所有名義を原告に移転している。

本件売買契約締結後の被告の行動をみても、③本件売買契約書が存在するのであるから、借用証（乙4）は作成する必要はないはずであるし、④被告は、原告が本件売買契約の残額の3000万円を支払うのをずっと待っていたと供述する一方で、本件土地を売却したかったから本件根抵当権設定登記の抹消を原告に求めたと供述し、さらに、同登記が抹消された後、売却が可能であるのに、直ちに売却することはなく、平成23年になってから売却し、それまでに本件売買契約を解除することもなかったのであり、被告の供述は矛盾している。

これらのことからすると、本件土地の所有名義が本件売買契約から間もない平成4年10月に、売主であるAに移転されているのは、本件土地売買を名目として融資を受けるという当初の目的が達成したからであるとみるのが相当である。

また、⑤被告は、本件貸付けを認める書面を原告に差し入れており、債務を承認している（甲5）。

本件売買契約書は、書式（Nに加入しているAが入手した書式であるとみるのが相当であるのに、被告は原告が準備したと主張している。）、契約条項、契約内容の不自然さ（手付金の扱いについての規定が抜け落ちていること、代金支払義務の規定において残代金の支払に関する規定がないこと等）、被告の説明内容（被告は、本件売買契約の代金は一括払いであるとし

ながら、本件売買契約書上は1000万円が手付金とされていること等)との食い違いがあること、契約書が1通しか作成されていないこと等不自然なところが多い。他方で、被告は、本件土地に関して相当な利益を受けているはずであるのに、損害が生じていると不合理な供述をしている。

以上によれば、本件売買契約は、原告が融資を得るために原告及びAとの間で偽装されたものにすぎないのであり、本件売買契約に基づき2000万円を受領したとする被告の供述は、不自然、不合理なものである。

(原告及び原告補助参加人の主張)

ア 被告の主張を前提とすると、借用証(乙4)が作成されてAに差し入れられた時点の確定申告書において、本件土地の売買契約に伴う会計処理として引渡し未了である本件土地を資産として計上したまま、原告から受領した2000万円を仮受金や前受金として計上する必要があるところ、平成5年9月1日から平成6年8月31日までの事業年度分の確定申告書(丙5)には、本件土地が固定資産の内訳書に計上されているものの、上記2000万円については仮受金や前受金の内訳書に計上されていない。

他方、長期借入金の内訳書には、原告から借り受けたとされる2000万円が計上されているが、本件証拠上、Aが原告から金員を借り入れたことを示す証拠はない。また、当時、被告個人とAの会計処理がきちんと区別されていたとは考え難い(被告自身、本件公正証書作成時、会社の名前で作成するわけにはいかないと主張していることからもこのようにいえる。)

イ 以上によれば、上記の長期借入金は、被告が原告から借り入れた2000万円である可能性が高い。

(2) 旧債務を消費貸借契約の目的とする合意の有無

(原告の主張)

ア 被告は、本件貸付けに係る上記の月々100万円の支払をせず、原告に

対して、本件根抵当権設定登記を抹消するよう要請してきた。

原告は、C（担当者J）と相談し、本件根抵当権設定登記抹消のために、借入金4000万円の残元金等3496万4306円を弁済することとし、新たにCから借入れをして、これらを返済した。

イ 原告は、その後、Cの担当者から2000万円の貸付けについてきちんと公正証書を作成しておく方がよいと言われ、被告にその旨相談したところ、被告がこれに応じたため、原告と被告は、旧債務を消費貸借契約の目的とする本件公正証書を作成し、本件準消費貸借契約を締結した。

（被告の主張）

ア 上記のとおり、旧債務は存在せず、本件準消費貸借契約の成立は否認する。

イ 本件公正証書作成の経緯は以下のとおりである。

上記借用証記載の平成6年8月31日の支払期限を過ぎたころ、原告は、Aに対し、支払ができないと説明したため、Aは、本件根抵当権設定登記を抹消するよう求めた。

その後、原告は、Aに対し、Aが原告から金員の借入れをしている旨の公正証書を作成すれば本件根抵当権の抹消に応じるとCから言われていると話した。

そこで、Aは、原告との間に金銭消費貸借の事実はなく、金銭の授受もなかったが、本件根抵当権設定登記の抹消に応じてもらうために、被告の名前で（金銭授受等の実態がないので、Aではなく被告の名前で作成することにした。）、本件公正証書の作成に応じたのであり、本件公正証書は実態を伴わないものである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、証拠（甲1、2、8、10、乙2ないし4、8、16ないし

18、丙8（枝番のあるものはいずれも枝番を含む。）、原告本人、被告本人。ただし、以下の認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、被告と知り合って3年ほど経過したころ、当時の店舗が手狭となってきたことから、Eに相談して物件を探してもらい、土地を購入した。

店舗の建築工事はF、計画・設計監理はDが担当した。

(2) 原告は、Eから、Fへの上記建築工事代金の支払のために必要であると言われて2000万円の小切手を用意し、Eに渡したところ、EがこれをFに渡さずにDの債務の支払等に充てて使い込んだ。

そこで、原告、被告、E、G、Hとの間で、事務所等で3、4回、解決のための方策を話し合いをし、Eが可能な限り金員を工面したが、未払代金が残し、Gは、原告に対し、工事代金の支払を求めた。

(3) Aは、平成4年8月初めころ、Dから、3000万円を貸してくれないかと依頼を受けていたが、信用できないとして、これを断った。

(4) 原告は、被告との間で話題になっていた本件土地を購入することにし、同土地を担保にして、Cから融資を受ける予定とし、原告とAとの間で、平成4年8月20日付けで本件売買契約書が作成された。

(5) 原告は、平成4年9月1日ころ、Cから4000万円の融資を受け、Gに対し、建築工事代金の支払（2000万円程度）をし、残額の2000万円は、被告が受領した。

同日付けで本件土地に本件根抵当権が設定され、同土地所有権は原告に移転された。

(6) Aは、その後、原告から本件売買契約の残金3000万円の支払がなかったことから、平成4年10月19日付けで、真正な登記名義の回復を原因として本件土地の所有名義をAに移転した。

その後も原告から3000万円の支払がなかったことから、Aは、平成6

年8月末日を支払期限とするAの原告に対する貸付金3000万円に関する借用証（乙4）を作成し、原告はこれに署名押印した。

(7) Aは、平成7、8年ころから業績が悪化し、土地の値下がり傾向もあったことから、金策のため本件土地を売却することも可能な状態にしたいと考えようになったが、本件土地には本件根抵当権が設定されていて、売却しようとしてもできない状態であった。

そこで、Aは、原告に対し、本件土地を売りたいから本件根抵当権設定登記を抹消することができないかと相談した。原告は、これを受けて、Cにその旨相談した。そうすると、Cからは、本件根抵当権設定登記を抹消するのであれば、公正証書を作成しておく方がよいのではないかとアドバイスをされ、原告は、本件公正証書を作成することとし、Aに対し、本件公正証書の作成に応じれば本件根抵当権設定登記が抹消される見込みである旨話をした。被告は、Aではなく個人として、本件公正証書の作成に応じることにした。

(8) 平成8年7月9日に本件公正証書が作成され、本件根抵当権設定登記は同年8月13日に抹消された。

(9) 本件土地には、平成8年9月5日に債務者A、債権者株式会社K銀行とする極度額3000万円の根抵当権が設定され、平成12年に同根抵当権設定登記は抹消された。

本件土地は、その後、平成23年8月26日に●●番1、●●番2土地に分筆され、同年9月に地目変更され、●●番1土地は、同月に●●番1、●●番3、●●番4土地に分筆され、●●番1、●●番3土地は同年10月7日に株式会社Lに売却され、●●番2土地は同年12月6日に交換によりM市に所有権移転された。

2 争点（1）について

(1) 各供述の信用性について

平成4年9月1日ころに被告が原告から2000万円を受領したことは当

事者間に争いが無い。この点について、原告は、本件貸付けにより原告が被告に貸し付けた金員を受領したものであると主張し、その旨供述しているが、借用証等は作成されていない。他方、被告は、本件売買契約の売買代金の一部としてAが受領（被告が代表者として受領）したものであると主張し、その旨供述しているが、2000万円の領収証は作成されていない。

そこで、以下においては、原告、被告各供述の信用性について検討する。

ア 原告の供述について

(ア) 原告の供述

a 原告は、本件土地を必要としていたわけではなかったが、被告から、本件土地を担保に貸してやるからCからお金を引き出してこいと言われて、金策に困っていたことから、指示に従い、中身をよく見ずに、形式上売買契約書に署名、押印した。そして、売買代金支払名目でCから融資を受けることになった。

原告は、上記融資額は2000万円とっていたが、平成4年9月1日ころに被告やEらと集まったときに、実際は4000万円であることが判明したものの、特に何も言わなかった。このとき、被告が、「これ、残りの2000万円、俺がちょっと使うで」と言って、原告がGに返済した残金から2000万円を借りていく話をしたので、「ええ、どういふ事です」と尋ねたところ、被告は、「俺が担保提供したんやぞ、お前のところの根抵当に含まれたなら、おれもこの土地売れやんやんか、月々100万円ずつ返していくわ」と答えた。原告は、反対もできず、口約束で2000万円を被告に貸し付けることにした。このとき、原告は、被告から、借用証と題する書面（乙4）への署名、押印を求められ、言われるままに署名、押印した。中身について確認できない状況ではなかったがきちんと確認しなかった。そして、被告は、2000万円を持って帰った。その後本件土地の所有権が原告からAに移転されたことは

知らなかった。

b 原告は、その後、被告との間で、何かの折りに本件貸付けのことを話すことはあっても、話し合いの場を設けたり、文書による督促等はしていなかった。

(イ) 検討

上記2000万円の貸付けに関する書類は一切作成されていない。

また、上記供述によると、原告は、融資を受ける際に、融資金額が予定金額の倍になっていると知ったのに、そのことを指摘したり、尋ねるなどすることもなく、そのまま倍額の4000万円の融資を受け、被告に2000万円を貸し付けた時に、Aから3000万円を借りたことを証する借用証への署名、押印を求められ、中身を確認できる状況にありながら、それもきちんとせずに、また、貸付金の交付を受けてもいないのに、これに署名、押印している。

そして、原告は、2000万円の貸付けに関する書類の作成を求めることすら行っていない。

原告は、本件貸付け後、被告に対し、貸付金の返済を催促するなどの行動を特にとっていないことについて、「怖かったとかそういう感じですね」と供述しているが、原告の供述によっても、原告と被告は別件で話をする事等はあったのであり、本件公正証書作成までの間、本件貸付けの返済について話ができなかった状況であったとは認め難い。

また、真に本件貸付けが存在し、原告がその返済を求めるのであれば、被告から本件根抵当権設定登記の抹消を依頼されたときに、本件貸付けに対する返済等について、何らかの話題が出るのが自然であるといえる（原告の被告に対する上記の感情を踏まえても、話題にすることすらできないような関係であったものとはうかがえない。）が、原告は、これらについて積極的に話題にすることもなく、被告が代表を務めるAのために、

本件根抵当権が抹消できないかCに相談し、Cのアドバイスを受けて、本件公正証書を作成するに至っている。

以上の貸付け時、貸付け後の原告の言動は、融資を受ける者、貸付けをする者の行動として、不自然、不合理なところがあり、本件貸付けをしたとする原告の供述は全体として信用性に乏しいものといわざるを得ない。

(ウ) 原告の供述に信用性があるとする原告の主張について

原告は、前記第2の3(1)エのとおり、原告の供述は、不自然なところはなく、合理的であり、信用できると主張する。

しかしながら、原告が指摘するような原告と被告の関係や、当時の状況に照らしても、自ら2000万円もの金員を貸し付けたとしながら、この点に関する書類の作成等を求めることもなく、他方で、何の抵抗もなく自らが借りたことを示す借用証に署名、押印をしたことは、上記のとおり、不自然、不合理である。

また、本件公正証書の作成経過については、たしかに、原告がCに本件根抵当権設定登記の抹消ができないか相談する中で、Cのアドバイスにより本件公正証書を作成することとなっている(前記認定事実)。

しかしながら、Cが具体的にどのような根拠に基づいて、どのようなアドバイスをしたのかの詳細は不明である。上記2000万円を本件売買契約の代金の支払とみるとしても、本件公正証書作成時において、同契約の残代金の支払がなく、いわば本件土地の売買は完了していない状態であって、残代金の支払をどうするか、或いは既払の2000万円をどうするかといった問題が残っていたことに違いはない。そうすると、Cから公正証書作成のアドバイスがあったからといって、本件貸付けの存在が直ちに根拠付けられるものとはいえない。

イ 被告の供述について

(ア) 被告の供述

被告の供述は、本件土地の売買代金として平成4年9月1日ころに2000万円を受領したが、その後、残金3000万円の支払がないため、平成4年10月19日に本件土地の所有名義を原告からAに移転し、その後も支払がないことから、原告にAあての借用証（乙4）へ署名、押印してもらったが、借用証に記載した期限を過ぎても支払はなく、Aとしては本件土地を処分したいのに本件根抵当権が設定されていることにより処分できない状況であったため、業績が悪化し、土地も値下がり始めた平成7、8年ころ、本件根抵当権設定登記を抹消できないか原告に相談し、原告が、根抵当権者であるCと協議し、Cは、本件公正証書を作成すれば本件根抵当権設定登記の抹消に応じるとの態度であると聞いたことから、被告は、個人としてこれに応じることとし、その後、本件根抵当権設定登記は抹消されたというものである。

(イ) 検討

- a 被告の上記供述は、本件土地の所有名義の移転経過、本件土地の売主であるAあてに借用証（乙4）が作成されていること、本件公正証書作成後に本件根抵当権設定登記が抹消されていること（前記認定事実）などの事実経過におおむね沿ったものである。
- b 被告が本件貸付けが存在しないのに本件公正証書の作成に応じたのは、被告の供述によると、原告から、本件公正証書の作成に応じれば本件根抵当権設定登記の抹消ができると説明を受け、同登記が抹消されれば、本件土地を処分するなどの金策を講じることができると考えたからというものである。

本件公正証書作成後、事前の協議どおり本件根抵当権設定登記は抹消され、その後間もなく、本件土地にAを債務者とする極度額3000万円の根抵当権が設定されて、融資を受けることが可能となっており（前記認定事実）、被告としては、原告から依頼された本件公正証書の作成

に応じる動機はあったといえる。また、前記のとおり、原告は、本件公正証書を作成するまでの間に、被告に対して、特段、本件貸付けの返済を請求する態度、行動をとっていなかった。

そうすると、被告が、旧債務（本件貸付け）がないとしながら本件公正証書の作成に応じたことは、軽率ではあるが殊更不自然なものとはいえない（現に、本件公正証書作成後、支払期限である平成13年7月10日を経過しても、原告は被告に対して、2000万円の返済を書面で請求するなど、特段の債権回収手段を講じていない。）。

c 他方、Aも、原告に対し、売買代金の残金3000万円の支払を催促していない。しかしながら、上記のとおり、本件土地の所有名義は平成4年10月にA名義となっており、原告により転売されるおそれはない状態にあり、また、原告が3000万円の支払義務を負っていることを確認する借用証が作成されていた（支払期限は平成6年8月末日）から、平成6年ころまで催促をしていなかったからといって、さほど不自然なものとはいえない。その後、Aは、金策に困り、土地も値下がり始めたことから本件土地を売却できる状態にしておきたいと考え、平成7、8年ころから本件根抵当権設定登記の抹消を原告に求めていたのであるから（前記認定事実）、このころ上記残金を催促しなかったことは特に不自然なものとはいえない（むしろ、本件土地をAが第三者に売却する場合のことを想定すれば、残代金の支払を求める必要性に乏しかったものと推察される。）。

d 以上を総合すれば、被告の供述は、全体の流れとして特に不自然、不合理なところはなく、他の客観的事実にも沿う内容であるといえ、信用性を有するといえる。

(ウ) 原告は、前記第2の3(1)オのとおり、本件売買契約は、原告が融資を得るために原告及びAとの間で偽装されたものにすぎず、本件売買

契約に基づき2000万円を受領したとする被告の供述は、不自然、不合理なものであると主張するので、この点につき検討する。

a 本件売買契約の成立について

原告は、自ら本件売買契約書に署名、押印したことは認めており、また、本件土地の所有名義を原告に移転し、これにより、原告は本件土地を担保にCから融資を受けて、原告のFに対する支払等に充てることを予定していた旨供述している。そして、現に本件土地の所有名義が原告に移転され、同土地に原告を債務者とし、4億5000万円を極度額とする根抵当権が設定され、原告は、4000万円の融資を受けている(前記認定事実)。

そうすると、原告が本件土地を現実に利用する予定があったかどうかは判然としないものの、原告が、本件土地を購入する意思があり、本件土地を売却するという被告の意思との合致があったことは優に認められ、本件売買契約は有効に成立しているものと認められる。

b 被告の供述に関する原告の主張について

① 原告の主張①について

2000万円の支払を受けた際に領収書を発行しなかったことについて、被告は、5000万円の領収書しか用意しておらず、その後直ちに3000万円が支払われると思って後日領収書を渡せばよいと考えていた旨供述しており(被告本人)、それ自体、特段不自然なものとはいえない。

② 原告の主張②について

残額3000万円の支払を受けていないのに本件土地の所有名義を原告に移転したことについては、原告が本件土地を担保に融資を受ける必要があったことからすると、原告を信用していた被告がこれに応じた(被告本人)ことも特に不自然なものとはいえない。

③ 原告の主張③について

本件売買契約書が存在するのに借用証（乙４）を作成したことについては、それまでに領収書を発行していないことから売買代金残金が３０００万円であることを確認する必要はあったといえるし、原告が同契約後も残代金を支払う意思があるのか確認するためであったという被告の供述が特に不自然なものとはいえない。

④ 原告の主張④について

被告は、本件土地の処分等に関して、原告が残額の３０００万円を支払うのを待っていたと供述する一方で、本件土地の売却を考えていたとも供述しており、原告はこの点に矛盾があると主張する。しかしながら、これらの被告の供述は、本件公正証書を作成するまでの間は、原告が残額の３０００万円を支払えば、本件土地の所有名義を原告に再度移転し、売買契約の手続を完了させることが可能な状態であったこと、同作成後は、本件根抵当権設定登記が抹消されたため、Aが金策のため本件土地を担保に融資を受け、平成２３年に本件土地を売却したこと等の事実関係に沿ったものであり、被告の上記供述がAないし被告の行動として矛盾するものとはいえない。

⑤ 原告の主張⑤について

原告が、被告が作成し原告あてに本件貸付けを認めたと主張する書面（甲５）について、被告は、自署であることを否認しているところ、「Y」の文字が被告によるものかどうかは判然としない上、文面をみても、「平成１５年６月末日より月々一萬、二萬なりと入金する様約束致します。」とあるのみで、本件貸付けを示すものかどうか不明であるから、同書面により本件貸付けに係る債務の承認があったものとは認定できない。

c 原告のその余の主張について

本件売買契約書の書式、契約条項、契約書の通数等その余の主張を踏まえても、被告の上記供述の信用性を否定するほどのものとはいえない。

ウ まとめ

以上に検討したところを総合すれば、被告の上記供述は信用性が認められ、これに反する原告の供述は、本件貸付け時の状況、貸付け後の状況に照らし、上記のとおり不自然、不合理なところがあり、また、裏付け証拠もなく、採用できない。

(2) 税務申告等について

原告及び原告補助参加人は、前記第2の3(1)のとおり主張する。

たしかに、Aが行った平成5年度の確定申告書添付の科目内訳書中、本件土地売買の前受金等としての2000万円の計上はされておらず、長期借入金の内訳書には、Aが原告から借り受けたとされる2000万円が計上されている(丙5)。

しかしながら、前受金等の計上がないからといって、本件売買契約が成立していないとまでは認定できないし、Aの上記借入金2000万円の計上についても、かかる記載をもって、被告が借主である本件貸付けの存在を裏付けるものとはいえない。

(3) 小括

よって、原告が本件貸付と主張する2000万円は、被告の供述どおり、本件売買契約に基づく代金の支払に充てるために支払われたものと認定するのが相当であり、旧債務(本件貸付け)は存在しない。

3 結語

以上によれば、その余につき検討するまでもなく、本件準消費貸借契約に基づく原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり、判決する。

津地方裁判所松阪支部

裁判官 鈴木 紀子

別紙

物 件 目 録

- | | | |
|---|----|-------|
| 1 | 所在 | 三重県M市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | |
| | 地積 | |
| 2 | 所在 | 三重県M市 |
| | 地番 | |
| | 地目 | |
| | 地積 | |